

令和3年度 公益財団法人秋田県女性会館 第4回理事会議事録

1 日 時 令和3年7月26日（月）午前10時から午前12時まで

2 会 場 秋田県女性会館 第1実技研修室（アトリオン5F）

3 出席者 理事現在数10名 定足数6名

[理事出席者] 理事 高山万紀子 理事 烏トキエ 理事 鈴木悠子 理事 鶩谷マツ
理事 山田京子 理事 庄内公子 理事 安田英子 理事 今野謙
(以上8名)

[監事出席者] 監事 小林 章 監事 川越よし子 (以上2名)

[理事欠席者] 理事 中川聖子 理事 小玉喜久子 (以上2名)

4 議 題

[決議事項]

- 第1号議案 「代表理事及び業務執行理事」の選定について
第2号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産（案）について
第3号議案 公益財団法人秋田県女性会館経営改善計画に基づく事業（案）について
(1) 公益財団法人秋田県女性会館経営改善計画の進捗状況
(2) 公益財団法人秋田県女性会館の今後の経営改善について

[報告事項]

- ①令和3年度第2回評議員会の決議内容について
- ②「公益法人の運営組織及び事業活動の状況について（報告）」の提出について
- ③プラツル友の会の活動について（第5回サスティナブルバザー、岩谷製パン、自販機等）
- ④「令和2年度事業報告等の提出」について
- ⑤「第27回女性会館フェア」延期について
- ⑥「全国女性会館協議会全国大会（秋田大会）」について
- ⑦その他

5 議事の経過の概要及びその結果

出席理事の互選により、高山万紀子理事が仮議長として選出され、議事に入った。

はじめに本理事会は、定款第36条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立し、決議できる条件を満たしていることを確認の上、決議事項・報告事項の順に審議に入った（報告事項の一部は、関連する決議事項協議の中で報告）。

[決議事項]

第1号議案 「代表理事及び業務執行理事」の選定について

ここで仮議長から、第1号議案と関わりがあることとして[報告事項]①について、令和3年度第2回評議員会（令和3年6月25日開催）において理事10名、監事2名が選任された旨、資料に基づき報告が行われた。続いて第1号議案の代表理事及び業務執行理事の選定について、仮議長は、定款第23条第2項（代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する）の規定を確認した後、指名推薦による選定方法で審議した結果、次のとおり選定することを出席理事全員一致で決議した。

代表理事 高山 万紀子（再任）
業務執行理事 庄内 公子（再任）

第2号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産（案）について

第2号議案について、代表理事より資料に基づき公益財団法人秋田県女性会館資産運用規程第6条第1項第3号（財政調整資金の管理及び取り崩し等）について説明が行

われた後、業務執行理事から資料に基づき公益財団法人秋田県女性会館の資産の状況の説明が行われた。その後質疑が行われ、本案の事業費の赤字補填のため流動資産（財政調整資金）を取り崩す案が決議がされると同資産の残高が僅少（403,071 円）となることから今年度中に基本財産の取り崩しは必至であり、同財産残高が、一千万円を割ることを覚悟しなければならないことを確認のうえ、出席理事全員一致で決議された。

第3号議案 公益財団法人秋田県女性会館経営改善計画に基づく事業（案）について

（1）公益財団法人秋田県女性会館経営改善計画の進捗状況

ここで、代表理事より、第3号議案（1）と関連があることから、[報告事項] ②「公益法人の運営組織及び事業活動の状況について（報告）」の提出について報告を行いたい旨申し出があり、出席理事全員に了承された。

[報告事項] ②「公益法人の運営組織及び事業活動の状況について（報告）」の提出について、代表理事から資料に基づき説明が行われ、資料を補足する説明が、次とおり行われた後、質疑が行われ出席理事全員に了承された。

公益財団法人に認定されてからの8年間（理事の任期毎1～4期）の状況及び5期の展望について

1期 平成25年度から26年度

公益財団法人となって最初の2年間について、法令遵守による運営・手続き・各種規程の策定と施行等に多くの時間と労力を費やした結果、新たな組織の基礎固めができた。

2期 平成27年度から28年度

事業の活性化に向けて計画実施、種々の事業を行ったが、公益法人であるが故の法的制限が壁となり期待した効果が得られなかった。

3期 平成29年度から30年度

厳しい課題の解決に向けて、平成29年度から3カ年を期間とする公益財団法人秋田県女性会館「経営改善計画」を策定して取り組み、様々な具体的な改善策を講じて最大限の努力をした。

4期 令和元年度から2年度

前2年間の経験を踏まえ、事業の手直しや新たな経営改善計画を立て実施を試みたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策による制限・自粛による経済及び社会活動の縮小や国民の意識の停滞などの影響があった。女性会館フェアの中止によるキャンセル料の発生、新規講座新設の見合わせ、感染危惧による生涯学習講座の退会者の増加等過酷な環境により、改善策は自ずと消極的になり効果が上がらず収入減支出増という結果となった。

5期 令和3年度から4年度

令和2年度末に2カ年の事業計画を作成し、新年度実施の秘策の準備を始めた最中、県から令和3年3月19日付け「公益法人の運営組織及び事業活動の状況の報告について（請求）」で当法人の存続に関わる財政面を中心とした法人の方向性の確認の報告を求められ、令和3年6月30日付けで報告を提出した。報告の中で、今後経営改善事業を実施した場合の経常増減（事業活動収支差額）について、令和3年度収支△472.3万円、令和4年度収支△203.1万円、令和5年度収支△43.7万円、令和6年度収支5.4万円の予算見込みを行った。

続いて、以上の報告を踏まえての第3号議案（1）について、代表理事から資料に基づき説明が行われた後、質疑が行われ、出席理事全員一致により決議された。

第3号議案（2）公益財団法人秋田県女性会館の今後の経営改善について

（1）と同様、第3号議案（2）と関連があることから、[報告事項] ③を先に報告したい旨代表理事から申し出があり、出席理事全員に了承された。

[報告事項] ③プラツル友の会の活動について（第5回サスティナブルバザー、岩谷製パン、自販機等）

このことについて、業務執行理事から資料に基づき報告が行われた後、質疑が行われ、

出席理事全員に了承された。

以上の報告を踏まえ、続いて、第3号議案（2）について、業務執行理事から資料に基づき説明が行われた後、質疑が行われ、特に新規講座、自販機の設置については、活発な意見が交わされ、情報収集・綿密な計画・慎重に検討・決定後は迅速に実施することが、出席理事全員一致で決議された。

[報告事項]

[報告①] 令和3年度第2回評議員会の決議内容について…第1号議案協議で報告

[報告②] 「公益法人の運営組織及び事業活動の状況について（報告）」の提出について
…第3号議案（1）協議で報告

[報告③] プラツル友の会の活動について（第5回サスティナブルバザー、岩谷製パン、自販機等）…第3号議案（2）協議で報告

[報告④] 「令和2年度事業報告等の提出」について

このことについて、業務執行理事から、令和3年6月30日に公益法人インフォメーションシステムの電子申請により提出を行った旨報告され、出席理事全員に了承された。

[報告⑤] 「第27回女性会館フェア」延期について

のことについて、代表理事から、新型コロナウイルス感染拡大防止に有効な対策もなく、参加する講師・受講者、受講者家族、観客、会館職員の感染予防が最優先されることから、現時点では延期が最善であるとした「第27回女性会館フェア企画委員会」（令和3年6月16日開催）における決定が報告され、質疑が行われ、出席理事全員に了承された。

[報告⑥] 「全国女性会館協議会全国大会（秋田大会）」について

のことについて、代表理事から「全国大会（秋田大会）第5回実行委員会」（令和3年7月13日開催）の経過説明が行われた後、質疑が行われ、出席理事全員に了承された。

[報告⑦] その他

他の報告はなかった。

以上、この議事録が正確であることを証明するために、出席した代表理事並びに監事は次のとおり署名押印する。

なお、軽易な文言の修正は、代表理事に委任する。

令和3年 8月 23日

公益財団法人秋田県女性会館

議長 代表理事

高山万紀



監事 いの木 章

監事 川越 よし子

